

岐阜大学 学術データポリシー 解説

令和6年9月26日

岐阜大学学術データポリシー（以下、「本ポリシー」という。）の骨子は、岐阜大学の構成員であって、研究および教育に携わる者（以下、「大学構成員」という。）に対して、

- (1) 学術データの管理、公開、利活用の方法は、それを収集・生成した大学構成員が主体的に決定できること
- (2) 自らが収集・生成した学術データを、自らが主体的に決定した管理、公開、利活用の方法に基づき、適切に扱うべきであること
- (3) 岐阜大学は大学構成員の学術データの管理等に関する活動を支援するべきであることを明示することにある。

1. （目的）

- ※ 本ポリシーは、岐阜大学の理念のもとに策定するものである。本ポリシーの対象となる学術活動は、研究や教育などの学術活動の他、岐阜大学の目指すべき姿としての「ぎふのミ・ラ・イ・エ構想」の実現のための活動を含む。

2. （学術データの定義）

- ※ **学術データ**とは、研究活動を通じて取り扱う研究データおよび教育活動を通じて取り扱う教育データで構成されるデータの総称であり、デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。
- ※ 研究データには、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。
- ※ 教育データには、「教科書」、「配布資料」、「講義スライド」、「講義映像」、「補助教材」、および、それらを作成するための素材等がある。
- ※ 本ポリシーが対象とする学術データには、大学構成員以外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、岐阜大学における学術活動を通して収集または生成したデータも含まれる。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。
- ※ 大学構成員が、以前に在籍した機関で収集または生成した学術データであっても、岐阜大学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

3. （学術データの管理等）

- ※ 学術データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用

させるかについて決定することができ、これらを岐阜大学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令および岐阜大学の規程上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

- ※ **学術データの管理**とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、学術活動の開始から終了までの学術データの取扱いを定め、これを実践することをさす。
- ※ 本ポリシーでは、学術データに関わる一連の行為の中でも、「知的成果の社会還元」を重視し、学術データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう**学術データの公開**とは、学術データを他の者が利用できる状態にすること、**学術データの利活用**とは、公開した学術データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることをさす。

4. （大学構成員の責務）

- ※ **研究・教育に携わる者**とは、岐阜大学における研究・教育活動を主体的に担う者をいう。教育を受けることや研究・教育活動を事務的に支援することは、「研究・教育活動を主体的に担う」に該当しない。
- ※ 大学構成員は、異動または退職する場合、その管理する学術データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

5. （大学の責務）

- ※ 岐阜大学が大学構成員に提供する支援環境として以下が考えられる。
 1. 学術データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
 2. 研究データ管理計画等、学術データの管理に関する計画や行動を支援する。
 3. 学術データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
 4. 公開する学術データのメタデータ作成を支援する。
 5. 学術データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用を支援する。
 6. 学術データに関する契約、法務等を支援する。
 7. 学術データ管理の取組みを奨励し、また実績を評価する。
 8. 学術データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
 9. 学術データの管理、公開、利活用に関して啓発する。